

2006年11月16日

内閣府国民生活局
局長 西 達男 殿

全国消費者団体連絡会

消費者契約法の改正に関する要望書

消費者契約法は消費者取引全般を対象に、不当な勧誘行為による契約の取消しや、不当な契約条項の無効を定めており、消費者の事業者に対する権利の主張の根拠となる包括的な民事ルールとして極めて重要な法律です。消費者契約法については、制定時の経過から、さまざまな点で消費者から見て不十分な点が残っていたこともあって、法制定時の国会の付帯決議において施行5年後の見直しが記載されています。2005年4月に策定された消費者基本計画では、消費者契約法の見直しについて「平成19年までに一定の結論を得る」旨が盛り込まれました。そうした中で、消費者契約法の見直しは第20次国民生活審議会消費者政策部会における主な検討事項の1つとして掲げられており、今後の検討について、消費者団体としても大きな期待を寄せています。

消費者契約法が施行された2001年度以降も、国民生活センターや地方自治体の消費生活センターに寄せられる消費生活相談は急増し、2001年度の約66万件から、ピークとなった2004年度には実に約192万件に達しました。2005年度は約126万件と減少したものの、依然として高い水準となっています。この中には、架空請求など犯罪も含まれていますが、国民生活センターの報道発表資料によれば、架空請求を除いても2005年度の相談件数は100万件を超えています。手口についても、この間のマスコミでの報道に見られるように、いっそう悪質化が進んでおり、消費者契約法を被害の防止や救済のためにより効力のある法律にしていく必要があります。

おりしも、今年の通常国会で消費者契約法が改正され、消費者団体訴訟制度(団体訴権制度)が導入されました。団体訴権制度は消費者被害の拡大を未然に防止するための制度として、その活用によって消費者被害を減らすことが大いに期待されています。団体訴権制度の目的を果たすためにも、消費者と事業者の関係における消費者契約法のルールを消費者の権利をふまえ充実することが必要です。

以上のような考え方により、当連絡会として、消費者契約法の見直しについて、下記の通り要望いたします。

記

1. 消費者基本法で明らかにされているように、事業者の情報提供義務や適合性原則(消費者の知識・経験・財産の状況への配慮)について、事業者の義務としてより明確にすること
2. シロアリ駆除や浄水器など契約の必要性に関して事実と反する内容が告げられるケース、ダイエット効果、学業の成績向上などについて、断定的に効果があるとして消費者を誤解させるケースなどにも対応しやすくするために、誤認して結んだ契約の取消しができる範囲を拡大すること
3. 点検商法など、商品・サービスの販売を目的としていることを隠して勧誘するケース、執拗に電話で勧誘するケース、勧誘を拒んでいるのにたびたび訪問するケース、親切ごかしの行為で高齢者に訪問販売するケース、デート商法など、さまざまな困惑行為に対応できるようにするために、困惑して結んだ契約の取消しができる範囲を拡大すること。
4. 現行法では契約の取消しができる期間について気づいたときから6ヶ月とされているが、被害相談の実情からは6ヶ月では短かく、取消しが困難なため延長すること。
5. 通信サービス契約を中途解除したら機器の買取費用を請求されるケースや、結婚披露宴会場関係で理由の如何を問わず契約の解除は一切認めないとするケースなど、様々な不当な条項に対応しやすくするために、直ちに無効とする不当条項を追加するなど、不当な契約条項に関する規定を充実すること。
6. 商品・サービスの品質・内容の優良性に関して事業者が述べた内容や、解約に伴う平均的損害額については、その立証責任を事業者に負わせ、消費者の立証負担を軽減すること。

以 上

当連絡会の消費者関連法検討委員会では、以上の要求項目を反映させた『消費者契約法の改正に関する提言』を作成しました。この提言を添付しておりますので、今後の行政ならびに国会での検討に反映くださいますようお願いいたします。

なお、この提言については、今後も、広く各界の皆様からもご意見をお寄せいただき、消費者団体での学習と議論を重ねていきます。

連絡・問合せ先

全国消費者団体連絡会(担当 山崎)

電話 03 - 5216 - 6024

FAX 03 - 5216 - 6036

E-mail : webmaster@shodanren.gr.jp